

# 公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内  
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9899

## 日本仲裁人協会：研究講座のご案内(平成29年1月)

Japan Association of Arbitrators, Research Section: January 24 Meeting  
~ Enforcement of Settlement Agreement through International Commercial  
Conciliation~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局 (日弁連業務第二課)

TEL : 03-3580-9870 / FAX : 03-3580-9899

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。当日参加も可能ですが、会場の準備の都合上、できる限り本状による参加申込みをお願い致します。

### 記

UNCITRALにおける商事調停和解の執行に関する検討について  
(会員対象行事)

日 時：平成29年1月24日(火)18:00~20:00

場 所：弁護士会館17階1703会議室(千代田区霞が関1-1-3)

報告者：山田 文 先生(京都大学教授)

内 容：国際商事仲裁と並んで、国際商事調停の利用が増大するのに対応して、その執行力付与が喫緊の課題となっています。UNCITRALでは、すでに「国際商事調停モデル法」が発効していますが、さらにその実効性を確保するために、昨年からは執行決定(判決)制度による執行力付与の枠組みを議論しており、日本からは報告者が参加しています。WGも山場にさしかかっており、その検討状況をご紹介したいと思います。御案内のとおり、国内では民間型ADRによるADR和解への執行力付与は立法課題としては見送られたところですが、国際的な需要を踏まえて国内対応も必要になるように思われますし、国際仲裁・ADRの拠点として日本の積極的役割も検討されるべきと思われます。その意味で、今回の枠組みの意義は大きいのですが、調停の柔軟さと執行力は相性が悪いのも確かで、条文化には苦勞もしているところです。本研究会では、先生方から、実務的・理論的なご意見を伺いたいと思っています。どうぞ奮ってご参加ください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9899)

平成29年1月24日(火)の研究会に出席します。

ご芳名：

ご所属等：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報(氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等)に変更のある方は、当会事務局(電話番号: 03-3580-9870 FAX番号: 03-3580-9899 e-mail: jaa-info@nichibenren.or.jp)までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。